

給付金に関すること

R2.4.17現在

支援制度名	対象者	内容	担当課・問い合わせ先	備考
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当（本則給付）を受給する世帯 特例給付（所得限度額を超える人）は 対象外	対象児童一人あたり1万円を上乗せ	福祉課子ども係 電話番号 22-3524	